

## 糺河原勸進猿楽の周辺

田 口 和 夫

寛正五年（一四六四）の糺河原勸進猿楽について『蔭涼軒日録』が「勝定、普応、当御三代、細川殿為普領、被<sub>レ</sub>普御棧敷」と記しているのは面白い記事である。勝定院義持時代、応永期におけるこの例は、田楽新座の増阿弥の勸進田楽である。次の普応院義教時代のものは「永享年中、勸進観世勤<sub>レ</sub>之。其時音阿為<sub>二</sub>大夫<sub>一</sub>」と記されている通り永享五年（一四三三）の糺河原勸進猿楽、音阿弥の出演である。今回観世大夫政盛とその父音阿弥という観世二代の演じる勸進猿楽の盛儀に、観阿弥、世阿弥の名が思いおこされず、田楽の増阿弥の名がだされているのである。

もち論『蔭涼軒日録』に書かれているように棧敷の設営は先例に従って細川氏がおこなったのであり、細川にこだわるかぎり増阿弥となるのは当然といえるが、それですんでしまう程に田楽猿楽の区別はなく、観阿弥世阿弥の影ももうすかたたと云いうるのではないか。

『能楽源流考』にいうように、応永年中は「勸進能に於ては、猿楽は田楽にやや圧倒せ

られた状態の時代」であったと同時に、観客の記憶に残るところとしても勸進の場だけではなかった一般的な評価となっていたのであろうと考えられるのである。

さて寛正五年のこの勸進猿楽は今後も考究さるべき多くの課題をふくんでいる。私の興味を持つ狂言史の面でも、番組にのせられた個々の曲の内容推定と、この番組における能と狂言の組合わせがどのようにしておこなわれたかなどは、これからの検討をまつ部分が多いのである。たとえばモドキという観点で処理できる所もあり、そうとはとれない所もあるなど。ここでは、番組から離れ、この猿楽開催の週辺について触れておこう。

香西精氏の『世子参究』（これはすばらしい遺稿集となった。「寸考定期便」などは表章氏との快調なシンポジウムを見る思いがする）を讀んでいて、大乘院尊と音阿弥の交渉にふれた次の一節が気になる。例の糺河原の勸進能には棧敷を取って、わざわざ見物に上京したのだが（三八二頁）

確かに「糺河原勸進猿楽日記」（異本の図にも）の棧敷割りには「二間大乘院殿」とあるのだが、尋尊は上京していなかったのである。むしろ「上京したかった」といった方がいいような状況ではあるが、『大乘院寺社雜事記』に「河原勸進猿楽記寛正五年四月六日大乘院」と題する一章があり、その理由をうかがうことができる。すでに有名な記事だがその末尾の一節を私に書き下しておこう。

一棧敷と云ひ出立と云ひ、大綱用意を致す処、学侶・六方申さしむる趣は、寺門大訴の最中、神の法会を押留めしむる折節、両門の内勸進猿楽の見物、然るべからざる旨、種々申入るる間、其子細京都に注進せしむ。上洛すること能はず、無念と謂ふべし。御棧敷ならびに棧敷錢計りこれを進じ了んぬ。家門の御衆ならびに武家奉行人等、内々当門跡の棧敷に於いて見物すと云々。

前年の寛正四年十一月条を見ると「摂州兵庫関管領方違乱、并越州鶴丸・細呂宜郷大館兵庫守押妨」の二事に抗議して、春日祭、若宮祭を止め、十二月二十四日神木動座と強訴にふみきり、五年四月十三日「神木今夜御帰座、七大寺開門」とめでたく結着がつくまで興福寺は争いの中にあつたのである。「寺門大訴」とはこの事をいう。準備万端とのえ

て、いざ出発となった時、横槍が入ってしまった。もう解決の目処がついている頃の話だけに尋尊の「無念」思いやるべしというところである。棧敷の方は活用されたにせよ、費用は大乗院が支払い、尋尊は上京できなかったのである。

この「河原勸進猿楽記」によって大乗院用の二間の棧敷設営の話を説かれたのは林屋辰三郎氏であるが、観客側の記録としては、くりかえしふれられてよい資料である。勸進猿楽に参加するために集められた費用は、諸庄々、合せて六十四か郷庄から五百文、七貫文の範囲で計五十六貫七百分（十九か庄の分不明）、「諸山寺以下方々引違」として計百三十四貫五百文、総計百九十一貫七百分となる。『能楽源流考』によれば寛正三年に米一斗が錢百文というから、換算すると米百三十四石強ということになる。後藤淑氏が長浜八幡神社で行われた永享七年の勸進猿楽資料を紹介されて、猿楽により総収入が四百四十貫六十二文、出演した三座への報酬は百一十一貫二百文、棧敷一間の料金が二貫文と説かれている（『能楽の起源』）のは、田舎の勸進とはいえ参考になる。こちらは二間の棧敷に対して百九十一貫七百分を集めているのである。もち論、京への道中の費用、役者への祿物等も含んではいるが、それにしても格段の費えで

ある。糺河原の勸進猿楽の規模が、ここからもうかがわれる。ところで、私に興味があるのは、大乗院におけるこの後始末である。諸山寺からの徴集は実際にどうであったか明らかではない。諸庄からの徴収は予定どおり行われた。しかしこれは順調には行かなかったらしい。まず四月十三日楊本庄が納入せず、神人に催促させた所「不承引」、さらに「厳密之沙汰」をして、ようやく結着がつく。六月十七日条、神殿庄もまた納入していなかった。この二庄は大乗院領十二か庄に加えられる存在であることが寛正四年五月十二日条に見えている。楊本庄は他でも年貢未進の事があったりして独立的な動きをしていたようで大乗院支配のゆるみが見えるのかもしれない。もともと五年十二月二十七日条によれば十四か庄に含まれない「狭竹庄」も未納で厳密の沙汰をした結果、ようやく二貫文納入したとの記事があるので、納入拒否的気分はあちこちにあったらしい。庄の百姓としては自らのいとなむ神事ではなく、大和には存在しない勸進興行に費用を徴収される事に抵抗があったためであると考えたいのである。先にひいた楊本庄の、神人の催促では承引しなかったという所も、そのような理由であったろうか。（大和国内禁勸進猿楽については守屋毅氏『芸能史における「近世」の萌芽』

『中世の権力と民衆』参照）

（たくちかずお 静岡英和女学院短大教授）